

【Ⅲ－6 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進－⑪】

⑪ 歯周病の重症化予防の推進

第1 基本的な考え方

歯周病の重症化予防を推進する観点から、歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療について見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 糖尿病患者に対して歯周病安定期治療を行う場合の評価を新設する。

改定案	現 行
<p>【歯周病安定期治療】 [算定要件] 注4 <u>歯周病の重症化するおそれのある患者に対して歯周病安定期治療を実施した場合は、歯周病ハイリスク患者加算として、80点を所定点数に加算する。</u></p>	<p>【歯周病安定期治療】 [算定要件] (新設)</p>

2. 歯周病重症化予防治療について、歯周病安定期治療を行っている患者が、再評価の結果に基づき歯周病重症化予防治療に移行する場合には、2回目以降の実施であっても、初回実施の翌月から月1回算定可能とする。

改定案	現 行
<p>【歯周病重症化予防治療】 [算定要件] 注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。<u>ただし、区分番号B000-4-2に掲げる小児口腔機能管理料の注3に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、区分番号</u></p>	<p>【歯周病重症化予防治療】 [算定要件] 注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。</p>

I O 1 1 - 2に掲げる歯周病安
定期治療を算定した患者につい
て、一連の治療終了後の再評価
の結果に基づき、当該患者に対
して、歯周病重症化予防治療を
開始した場合は、この限りでな
い。